

組合員集会室の貸出ルールを緩和します

福井県民生活協同組合

新型コロナウイルス感染症の影響で6月より限定的に再開していた組合員集会室の貸出ルールを、6月19日より緩和していきます。県の行動指針に基づき、以下の条件での貸し出しとします。

<組合員集会室の貸出ルール（2020年6月19日～）>

- ① 机を使用する場合、2mの間隔をあけて着席するようにお願いします。
（目安：机1本に対して1人着席）（三密防止のため）
- ② 組合員集会室の貸出人数は、集会室の坪数÷2人を上限とします。（三密防止のため）
- ③ 組合員集会室では、マスクの着用は必須とします。体調不良の方は利用をお断りします。
- ④ 貸出団体は、参加者全員の参加者名簿を作成していただき、必要に応じて提出を求めます。
（毎回提出は不要ですが、こちらからお願いした時には、保健所等の公的機関へ提供する旨に了承いただきます）
- ⑤ 換気や3密防止の確認のために職員が会場に立ち入ることがあります。ドアや窓は、原則解放してご使用ください（カギは閉めないでください）
- ⑥ ①～⑤の条件に反する場合は、貸出途中であっても貸出を中止し、以後の貸出を禁止とします。

新型コロナウイルス感染症の感染を防ぎ、皆さまの命と暮らしを守るためのルールです。
ご理解とご協力のほど、よろしくおねがいたします。